

令和 8 年度

市 民 税
県 民 税
森 林 環 境 税

特別徴収に関する綴

千 葉 県

袖ヶ浦市役所

- ・給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（納税義務者用）を、5月31日までに納税者に交付してください。
- ・特別徴収税額を通知後に税額が変更になった場合は、「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付しますので、変更通知書の月額割により徴収してください。
なお、変更後の納入書は送付いたしませんので、納入書の納入金額を訂正して使用してください（5頁・6頁「納入書記入例」を参照）。
- ・従業員が退職・転勤された場合などで、特別徴収ができなくなった場合は、19頁の「給与所得者異動届出書」を翌月の10日までに提出してください。

目 次

令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について……………	1
納入書の取扱いについて……………	2
令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収について……………	3
納入書記入例……………	5
指定通知書……………	7
令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額整理表……………	9
特別徴収切替届出（依頼）書……………	11
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書……………	13
特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書……………	15
特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書……………	17
給与支払報告に係る給与所得者異動届出書……………	19

特別徴収義務者 各位

令和8年5月

千葉県袖ヶ浦市長 粕谷智浩

令和8年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

新緑の候、貴社（所）ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、市民税・県民税の特別徴収については、多大なるご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、先般提出された給与支払報告書に基づき令和8年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収についての関係書類を同封いたしますので、ご多忙のところ恐縮に存じますが、納入期限までに納入下さるようお願い申し上げます。

この特別徴収についての連絡、お問合せは袖ヶ浦市役所
課税課市民税班へ

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
電話 0438(62)2519

納入書の取扱いについて

特別徴収の納入書は令和8年6月分より翌年の5月分(令和9年6月10日納期)まであります。

納入できる金融機関一覧

納入場所

- 袖ヶ浦市役所
- 平川交流センター
- 長浦交流センター
- 千葉銀行
- 千葉興業銀行
- 京葉銀行
- 千葉信用金庫
- 館山信用金庫
- 君津信用組合
- 君津市農業協同組合
- 中央労働金庫
- ゆうちょ銀行・郵便局

以上各本支店

上記の金融機関以外で納入したい場合は、
地方税ポータルシステムの共通納税を利用
してください。

令和8年度 市民税 県民税 森林環境税 特別徴収について

平素より格別のご協力を賜わりお礼申し上げます。

本年も特別徴収税額を通知しますので、下記事項によってご対応のほどお願いします。

1. 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収

市県民税は、前年分の所得に対して課税されます。前年に給与所得があり、本年も引き続いて給与の支払を受けている者（納税義務者）に対し毎月の給与から、市民税・県民税・森林環境税を差し引いて納入する制度を特別徴収といいます。

2. 特別徴収義務者

給与の支払をする際に市民税・県民税・森林環境税を徴収し納入する義務のある者で、市税条例によって指定された者をいいます。特別徴収義務者には、別紙税額通知書により、毎月定められた月割額を6月から翌年5月まで給与から差し引いて納入期限までに納入する義務があります。

3. 納税義務のないもの

1月1日現在で、障害者、未成年者（平成20年1月3日以降生）、寡婦・ひとり親で令和7年中の所得が135万円以下の者や生活保護法の規定による生活扶助を受けている者には納税義務はありません。

4. 納税義務者への税額通知

特別徴収関係書類を受け取られましたら同封の「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（納税義務者用）」を5月31日までに納税者に交付してください。

5. 給与以外の所得に対する普通徴収の申し出

納税義務者に、給与所得以外の所得（事業、配当所得等）がある場合には、原則として給与所得と合算して特別徴収することとなっておりますが本人が6月30日までに給与所得以外の所得に対する所得割額を普通徴収（本人による納付）により納付したい旨の申し出があった場合には普通徴収の方法によることができます。

6. 異動（退職、休職、転職等）による徴収義務の免除

給与支払報告書を提出した後、納税義務者に異動があった場合はすみやかに「異動届出書」を提出してください。これらの場合は異動した者に係る特別徴収の義務はなくなります。（但し、翌年1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。）

7. 月割額の徴収と納入期限

第一月目の月割額は各納税義務者の6月に支給する給与より徴収し、第二月目以降の月割額は7月から翌年5月まで順次毎月給与の支払をする際に徴収し、その徴収した月割額の合計金額を「納入書」により指定された金融機関に徴収した月の翌月10日（その日が休日の場合は翌営業日）までに納入してください。

8. 月割額を納入期限までに納入しなかった場合

納入期限までに月割額が納入されないときは、地方税法の定めるところによって延滞金が徴収されます。

9. 特別徴収できなくなった未納月割額

納税者が退職、休職又は転勤等により特別徴収ができなくなった月割額は、提出された「異動届出書」にもとづいて、市から直接納税義務者に納税通知書を交付して納付していただくことになっております。(普通徴収)

10. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知後に税額が変更になった場合は、「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付しますので、変更通知書の月額割により徴収してください。なお、変更後の納入書は送付いたしませんので、納入書の納入金額を訂正して使用してください（5頁・6頁「納入書記入例」を参照）。

11. 審査請求

通知書の記載事項に不服がある場合は、通知書を受けとった日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

12. 退職手当等に係る納入申告書

- (1) 退職手当等の支払があった場合は納入書の裏面に印刷してある納入申告書を必ず記入してください。
- (2) 退職手当等に係る税額は特別徴収義務者において計算してください。（給与分と計算方法が異なります。）
- (3) 退職分の納入先は納税義務者の退職した年の1月1日現在の居住地の市町村に納めることになります。

13. 納入場所について

2頁の金融機関などで納入できます。

ゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は綴込の指定通知書を希望するゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

14. 納期の特例

給与の支払いを受ける人が常時10人未満である場合は、特別徴収義務者からの申請により、その承認を受けたときには、特別徴収税額を毎月納入しなくても次のとおり年2回にまとめて納入すればよいことになっております。

6月から11月までの徴収分は令和8年12月10日まで、12月から翌年5月までの徴収分は令和9年6月10日までとなります。

- (注) 1. 「常時10人未満」とは、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人がある場合は、それらの人を除いた人数が10人に満たないことをいいます。
2. 市税の滞納がある場合などには、この納期の特例の承認を受けられないことがあります。またこの承認を受けても滞納されると、この特例の承認を取り消すことがあります。

納入書記入例

《記入例1》

退職・転勤・税額変更等で、給与分の支払い額を変更する場合。

印字してある納入金額(1)を訂正してください。

訂正する場合は、3連の用紙の他2枚(領収書・納入書)も同様に訂正してください。

千葉県袖ヶ浦市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書

市区町村コード		口座番号		加入者名		
1	2	2	9	7	00190-6-962144	千葉県袖ヶ浦市会計管理者
令和 年 月 分		指 定 番 号		納入金額(1) 円		
8	6				367,000	
122297		給与分 (一括徴収分を含む)		納 入 金 額		
		億 千 百 十 万 千 百 十 円		3 2 1 0 0 0		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		退職所得分				
		延滞金				
納期限 令和8年7月10日		合計額		3 2 1 0 0 0		
取りまとめ店 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター (〒330-9794)		(2)				
領収日付印		(特別徴収義務者)〒 住 所 又 是 所 在 地		納		
		氏 名 又 是 名 称				

納入済通知書の金額欄に〒は記入しないでください。

特別徴収税額		課 税 人 員		非課税人員	
月	人数	納 付 額	人数	納 付 額	
6月分		321,000			
7月分					
8月分					
9月分					
10月分					
11月分					
(備考)					

給与所得等に係る市民税、県民税、森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

納税通知書

特別徴収税額	課税人員	非課税人員
月	人数	納付額
6月分		321,000
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		

納税通知書

特別徴収税額	課税人員	非課税人員
月	人数	納付額
6月分		321,000
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		

《記入例2》

退職所得に対する市民税・県民税を支払い、かつ給与分の支払い額を変更する場合。

退職所得に対する市民税・県民税を支払う場合は、納入済通知書の裏面にある納入申告書も記入してください。

千葉県袖ヶ浦市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書										
市区町村コード			口座番号			加入者名				
1	2	2	2	9	7	00190-6-962144			千葉県袖ヶ浦市会計管理者	
年		月分		指 定 番 号			納入金額(1)			
	8		6						369,000	
納 入 金 額		給与分 (一括徴収分を含む)		納 入 金 額						
		退 職 所得分		330,000						
		延滞金		57,800						
納期限		令和8年7月10日		延滞金						
取りまとめ店		ゆうちょ銀行東京貯金事務センター (〒330-9794)		(2) 合計額		387,800				
領 取 日 付 印	(特別徴収義務者)〒			住所 又は 所在地						
	氏 名 又は 名 称			納						

納入済通知書の金額欄に△は記入しないでください。

(受付店→千葉銀行袖ヶ浦支店→袖ヶ浦市) 上記のとおり通知します。

(袖ヶ浦市保管)

市民税 納入申告書
県民税

袖ヶ浦市長 様							(受 付 印)	
令和8年 7月10日提出								
8年 6月分			人員		1人			
退職手当等支払金額							十	億
							千	百
							5	9
							万	千
							5	8
							百	十
							0	0
特別徴収 税 額							市民税	
							34700	
							県民税	
							23100	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。								
特別徴収義務者	住 所(居所) 又は所在地		〒					
	氏名又は名称							
	法人番号又は個人番号							

お手数ながらご記入願います。

1. 退職した日の属する1月1日現在の住所	袖ヶ浦市 坂戸市場〇〇-〇〇	2. 退職した日の属する1月1日現在の住所	袖ヶ浦市
氏 名	袖ヶ浦 太郎	氏 名	
勤続年数	12 年	勤続年数	年
支払金額	5,958,500円	支払金額	円
特別徴収税額	市民税 34,700円	特別徴収税額	市民税 円
	県民税 23,100円		県民税 円

納入申告書について

- この申告書は、退職所得に対する市民税・県民税を納入する際に使用する申告書ですから、退職手当等の支払いがあった月のみ記入してください。
- 納入申告書の各欄は、次により記入してください。
 - 「年月分」欄 ……退職手当等から市民税・県民税を特別徴収した「年」と「月」を記載してください。
 - 「人員」欄 ……退職手当等を支給した人の数を記載してください。
 - 「支払金額」欄 ……(2)に記載された者に対して支給した退職手当等の金額を記載してください。
 - 「特別徴収税額」欄 ……(2)に記載された者について算出された市民税及び県民税の合計額を記載してください。

指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により当市の市民税・県民税・森林環境税
(特別徴収)取扱局に指定しましたので通知します。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 認 可 番 号 | 東振加私第357号 |
| 2. 口 座 番 号 | 00190-6-962144 |
| 3. 加 入 者 名 | 千葉県袖ヶ浦市会計管理者 |
| 4. 取 り ま と め
金 融 機 関 | (株)ゆうちょ銀行東京貯金事務センター |

年 月 日

千葉県袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

ゆうちょ銀行

支店長

郵便局長 様

令和 8 年度 市民税 特別徴収税額整理表
市 民 税
森 林 環 境 税

異 動 事 由	月 割 額												年 税 額
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	
当 初 (通知された税額)													
計 (納入する税額)													
納 入 期 限	7月10日	8月10日	9月10日	10月13日	11月10日	12月10日	1月12日	2月10日	3月10日	4月12日	5月10日	6月10日	

◎ この表は貴社(所)において異動整理にご利用ください。

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄	
--------	--

____年____月____日 提出 袖ヶ浦市長 様	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒 _____										特別徴収義務者 指定番号	新規 <small>※市町村ごとに異なります</small> 新規の場合、納入書(要・不要)	
		フリガナ													
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係	
		代表者職氏名												氏名	
個人番号 又は法人番号	_____										電話	— —			
給与所得者	フリガナ											普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 [1・2・3・4 随時] 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。		
	氏名												旧姓		
	生年月日	昭和・平成 _____年 _____月 _____日										特別徴収 開始予定月	月分(_____月 _____日納期分) から 特別徴収を開始します。		
	1月1日現在の住所	〒 _____ 袖ヶ浦市										届出理由	1. 入社 2. その他(_____)		
	現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										月割額の 連絡	必要な場合のみ記入してください。 _____月 _____日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。納税通知書は添付不要です。)
 ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
 ※ 特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所 財政部 課税課 市民税班

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 袖ヶ浦市長 様	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに異なります
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者 職氏名												氏名		
		個人番号 又は法人番号														

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日

年 月 日

事項	変更前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変更後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
名称		
電話番号	— — (内線)	— — (内線)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()	

統合・合併・分割先の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。										統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 _____										※市町村ごとに 異なります			
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 ※ 統合、合併、分割されたこと等により消滅した特別徴収義務者の指定番号は継続使用できません。											フリガナ														
												名称														
												電話番号	— — (内線)													
												法人番号														
	指定番号 <input type="text"/>											特別徴収義務者 指定番号														

【提出先】 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所 財政部 課税課 市民税班



特別徴収税額の特例に関する承認申請書

袖ヶ浦市長 様

年 月 日

地方税法第321条の5の2及び袖ヶ浦市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の特例について承認を受けたので申請します。

所在地 (住所)											
フリガナ											
名称 (氏名)											
代表者の 職氏名	電話番号		-		-						
個人番号 又は法人番号											担当者 (連絡先) (氏名)
特別徴収義務者 指定番号											不明であれば 記入不要です

関与税理士 署名	(連絡先)
-------------	-------

特例の適用を受けようとする税額	年 月 以後		の特別徴収税額	
	月 区 分	給与支払人員	給与支払額	給与支払額
<p>申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額。</p> <p>※賞与等の臨時の給与の金額を含む。</p> <p>※袖ヶ浦市以外の全市町村を含む事業所全体の人員及び支払金額。</p> <p>※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして2段書き（上段に記載）にしてください。</p> <p>市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細</p> <p>申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日</p>	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円	(円) 円
	有 (年 月 日承認取消) ・ 無			

【注意事項】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所 財政部 課税課 市民税班

申請についての注意事項

1. この特例は、給与の支払いを受けている者の数が常時10人未満である特別徴収義務者に限り受けることができます。
(注) 「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることをいいます。
2. この特例の承認を受けた場合には、つぎに掲げる期限までに納入することになります。
 - 6月から11月までの徴収分 12月10日まで（その日が休日の場合は翌営業日まで）
 - 12月から翌年5月までの徴収分 翌年6月10日まで（その日が休日の場合は翌営業日まで）
3. この特例について承認を受けた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者の数が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
4. 市税の滞納や最近における著しい納付・納入の遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。
また、この特例の承認を受けても滞納したり納付・納入の遅延がありますと承認を取り消される場合があります。



特別徴収税額の特例の特例の要件を欠いた場合の届出書

袖ヶ浦市長 様

年 月 日

袖ヶ浦市税条例第46条の4の規定により、特別徴収税額の特例の特例の要件を欠いたため、届出します。									
所在地 (住所)									
フリガナ									
名称 (氏名)									
代表者の 職氏名	電話番号			-			-		
個人番号 又は法人番号							担当者		
							※市町村ごとに異なり ます		
特別徴収義務者 指定番号									
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他(理由：)								

関与税理士 署名	(連絡先)
-------------	-------

【注意事項】

- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から、納期の特例の承認の効力が失われることとなります。
 ※ 給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくこととなります。

〔例〕この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

◎12～2月分⇒4月10日まで ◎3月分⇒4月10日まで ◎4～5月分⇒翌月10日まで

【提出先】

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所 財政部 課税課 市民税班

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

袖ヶ浦 市長様 令和 年 月 日提出		〔特別徴収義務者〕 給与支払者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号										
			フリガナ											宛名番号										
			氏名又は名称											担当 当 者 先	所属									
			個人番号 又は法人番号																氏名					
												個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電話	内線 ()									
給 与 所 得 者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法							
	氏名																							
	生年月日	昭・平	年	月	日																			
	個人番号																							
	受給者番号																	月	年	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 〔事由・理由〕	職 勤 欠 亡 期 散 他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
	1月1日 現在の住所																	月	年					
異動後の 住所											円	円	円	日										

1. 特別徴収継続の場合 (給与所得者が新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	(新規)	法人番号														新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属				
	フリガナ											氏 名					
	氏名又は名称											電 話	内線 ()				
	受給者番号											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合 (1及び2に当てはまらない場合に記入してください。)

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市 町 村 記 入 欄
		2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	

【提出先】〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所 財政部 課税課 市民税班

※コピーしてお使い下さい。

特別徴収義務者指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書をご確認ください。

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者があ
る場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関
係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法に
よって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者(特別徴収義務者)の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してくださ
い。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載し
てください。
- 5 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載
してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してくださ
い。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の
場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後令和9年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴
収の場合」欄に必要事項を記載してください。(注 令和9年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から
一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。)
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する
番号を枠内に記入してください。(注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義
務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してく
ださい。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（特別徴収継続記載例）

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

袖ヶ浦 市長様 給与特差	所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号	1234567		
	フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号	1234		
個人番号は、前勤務先で記入せず、 新勤務先で記入してください。	氏名又は名称	株式会社 ○×商事		担連 当 者 先	所属	人事課 人事係	
	個人番号 又は法人番号	1111111111111111		氏名	特徴 花子		
				電話	000-000-0000 内線 (123)		
給 与 所 得 者	フリガナ	ガウラ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月
	氏名	ヶ浦 太郎					
	生年月日	昭和 50年 1月 1日		140,000 円	6 月 か ら 8 月 ま で	9 月 か ら 5 月 ま で	令和 8年 8月 31日
	個人番号	222222222222					
	受給者番号	123456		1 右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
	1月1日 現在の住所	袖ヶ浦市△△3-2-1			1. 退職 2. 休職 3. 死亡 4. 支払少額・合併 5. 支払少額・合併 6. 支払少額・合併 7. その他 〔事由・理由〕		
異動後の 住所	横浜市〇〇1-3-6						

下記「1. 特別徴収継続の場合（給与所得者が新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）」欄も記入してください。

1. 特別徴収継続の場合（給与所得者が新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	9876543 (新規)	法人番号	333333333333										新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒654-3210 ××県△△市〇〇1-2-3		担当者 連絡先	所属	庶務課社員係		受給者番号	654321					
	フリガナ	マルバツフドウサンカブシキガイシャ		氏名	特徴 進		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1 右から 番号を 記入 1. 必要 2						
	氏名又は名称	○×不動産株式会社		電話	111-111-1111 内線 (222)									

新勤務先で特別徴収を開始する月とその月割額を記入してください。

2. 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の 納入しま
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

【提出先】〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所 財政部 課税課 市民税班

特別徴収義務者指定番号
は、特別徴収税額決定・変更通知書をご確認ください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (一括徴収記載例)

袖ヶ浦 市長様		〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
令和 年 月 日提出		フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		特別徴収義務者指定番号 1234567	
氏名又は名称 株式会社 ○×商事		氏名 特徴 花子		宛名番号 1234	
個人番号又は法人番号 1111111111111111		電話 000-000-0000 内線 (123)		所属 人事課 人事係	
フリガナ ソデガウラ タロウ		個人番号 222222222222		担連当絡者先	
氏名 袖ヶ浦 太郎		受給者番号 123456		所属 人事課 人事係	
生年月日 昭平 50年 1月 1日		1月1日現在の住所 袖ヶ浦市△△3-2-1		氏名 特徴 花子	
個人番号 222222222222		異動後の住所 横浜市〇〇1-3-6		電話 000-000-0000 内線 (123)	
特別徴収税額 (年税額) 140,000 円		徴収済額 (イ) 35,600 円		未徴収税額 (ア)-(イ) 104,400 円	
異年月		異年月 令和 8年 8月 31日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

下記「2. 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)」欄も記入してください。

特別徴収義務者指定番号及は、特別徴収税額決定・変更通知書をご確認ください。

1. 特別徴収継続の場合 (給与所得者が新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号	
所在地	〒	担当者連絡先	
フリガナ		所属	
氏名又は名称		氏名	
		電話	

新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。

一括で徴収した税額を納入する月を記入してください。
※1月以降の退職の場合、原則一括徴収となります。

2. 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	9月20日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	104,400 円
----	--	--------	-------	------------------	-----------

上記の一括徴収した税額は、9月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。

3. 普通徴収の場合 (1及び2に当てはまらない場合に記入してください。)

理由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
----	--	---------

【提出先】〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所 財政部 課税課 市民税班

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書（普通徴収記載例）

袖ヶ浦 市長様 令和 年 月 日提出		〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指定番号 1234567	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		氏名又は名称 株式会社 ○×商事	宛名番号 1234	所属 人事課 人事係
個人番号 又は法人番号 111111111111111111		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	担連 当 者 先	氏名 特徴 花子
フリガナ ソデガウラ タロウ		フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	電話 000-000-0000 内線 (123)	
給 与 所 得 者	フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 受給者番号 1月1日 現在の住所 異動後の 住所	ソデガウラ タロウ 袖ヶ浦 太郎 昭平 50年 1月 1日 222222222222 123456 袖ヶ浦市△△3-2-1 横浜市〇〇1-3-6	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円	(イ) 徴収済額 35,600 円
			(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 104,400 円	異 年 月 令和 8 年 8 月 31 日
<p>下記「3. 普通徴収の場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください）」欄も記入してください。</p> <p>1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由</p> <p>1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)</p>				

1. 特別徴収継続の場合（給与所得者が新しい勤務先で特別徴収を継続する場合に記入してください。）

新しい 勤務先	特別徴収義務者 指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称	〒 8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア) 特別徴収税額（年税額）140,000円（6月から翌年5月分） (イ) 徴収済額 35,600円（6月から8月分） (ウ) 未徴収税額 104,400円（9月から翌年5月分）	新しい勤務先へは、月割額_____円を ____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
			受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 ____月 ____日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) ____円	左記の一括徴収した税額は、 ____月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
----	--	-----------------------	------------------------------	--

3. 普通徴収の場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
----	---	---------

【提出先】〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所 財政部 課税課 市民税班

特別徴収義務者指定番号及び変更通知書をご確認ください。

